

大磯町まちづくり条例施行規則 新旧対照表

改正案	現行												
<p>○大磯町まちづくり条例施行規則 平成14年2月12日大磯町規則第3号</p> <p>第1条～第57条 省略 第58条</p> <p>(1)～(3) 省略 (4) 消防水利の設置等 ア 消防水利の設置基準は次のとおりとする。</p> <p><u>(ア) 事業者は、開発事業を行う場合は消火栓、防火水槽又はこれらと同等の能力を有すると認められるもの(以下「消防水利」という。)を設置するものとする。</u></p> <p><u>(イ) 開発事業区域内のいずれの地点からも近隣商業地域及び工業地域は100メートル以内、虫窪地区、黒岩地区及び西久保地区は140メートル以内、それ以外の地域は120メートル以内に消防水利を設置することを原則とする。ただし、河川、軌道敷、交通量の多い道路等により当該範囲が分断されるとき及び起伏が激しく消防活動に支障があるときを除き、町の管理する消防水利が上記の区域に包含される場合はこの限りでない。</u></p> <p><u>(ウ) (イ)の規定は、宅地分譲(3,000平方メートル未満)又は地上3階以下1,000平方メートル未満の建築物を建築する目的で行う開発事業に限り適用する。</u></p> <p><u>(エ) 消防水利</u> 消防水利の設置基準は、次の表のとおりとする。</p>	<p>○大磯町まちづくり条例施行規則 平成14年2月12日大磯町規則第3号</p> <p>第1条～第57条 省略 第58条</p> <p>(1)～(3) 省略 (4) 消防水利の設置等 ア 事業者は、開発事業区域内に次に掲げるものを設置しなければならない。 (ア) 消火栓、防火水槽又はこれらと同等の能力を有すると認められるもの 消火栓、防火水槽又はこれらと同等の能力を有すると認められるもの(以下「消防水利」という。)は、開発事業区域内のいずれの地点からも近隣商業地域及び工業地域は100メートル以内、虫窪地区、黒岩地区及び西久保地区は140メートル以内、それ以外の地域は120メートル以内に設置することを原則とする。</p> <p>(イ) 消防水利及び消火器</p> <p>消防水利及び消火器の設置基準は、次の表のとおりとする。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>開発事業の目的</th> <th>開発事業区域の面積及び延べ面積</th> <th>消防水利</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宅地分譲又は地上2階以下の建築物を建</td> <td>開発事業区域の面積が3,000平方メートル未満</td> <td>40立方メートルの防火水槽1基又は消火栓1基以上。 ただし、施行規則第58条第4号ア(イ)及び(ウ)を適</td> </tr> </tbody> </table>	開発事業の目的	開発事業区域の面積及び延べ面積	消防水利	宅地分譲又は地上2階以下の建築物を建	開発事業区域の面積が3,000平方メートル未満	40立方メートルの防火水槽1基又は消火栓1基以上。 ただし、施行規則第58条第4号ア(イ)及び(ウ)を適	<table border="1"> <thead> <tr> <th>開発事業の目的</th> <th>開発事業区域の面積及び延べ面積</th> <th>消防水利及び消火器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宅地分譲又は地上2階以下の建築物を建</td> <td>開発事業区域の面積が500平方メートル以上1,000平方メートル未満</td> <td>消火器1基</td> </tr> </tbody> </table>	開発事業の目的	開発事業区域の面積及び延べ面積	消防水利及び消火器	宅地分譲又は地上2階以下の建築物を建	開発事業区域の面積が500平方メートル以上1,000平方メートル未満	消火器1基
開発事業の目的	開発事業区域の面積及び延べ面積	消防水利											
宅地分譲又は地上2階以下の建築物を建	開発事業区域の面積が3,000平方メートル未満	40立方メートルの防火水槽1基又は消火栓1基以上。 ただし、施行規則第58条第4号ア(イ)及び(ウ)を適											
開発事業の目的	開発事業区域の面積及び延べ面積	消防水利及び消火器											
宅地分譲又は地上2階以下の建築物を建	開発事業区域の面積が500平方メートル以上1,000平方メートル未満	消火器1基											

改正案			現行		
築する目的で行う開発事業		用できるものとする。	築する目的で行う開発事業		
	開発事業区域の面積が3,000平方メートル以上	40立方メートルの防火水槽1基以上		開発事業区域の面積が1,000平方メートル以上	半径15メートル以内に消火器1基
	5,000平方メートル未満			2,000平方メートル未満	
	開発事業区域の面積が5,000平方メートル以上	消防長と協議するものとする。		開発事業区域の面積が2,000平方メートル以上	40立方メートルの防火水槽1基又は消火栓1基以上及び消火器3基
			3,000平方メートル未満	及び消火器3基	
			開発事業区域の面積が3,000平方メートル以上	40立方メートルの防火水槽1基以上及び消火器3基以上。ただし、地形等により防火水槽が設置不可能な場合は、消火栓にすることができる。	
			5,000平方メートル未満		
			上記以外の面積（500平方メートル未満を除く。）の場合には、町消防長と協議しなければならない。		
地上3階以上の建築物を築する目的で行う開発事業	地上3階以上の建築物で延べ面積が1,000平方メートル未満	40立方メートルの防火水槽又は消火栓1基。ただし、施行規則第58条第4号ア(イ)及び(ウ)を適用できるものとする。	地上3階以上の建築物を築する目的で行う開発事業	地上3階の建築物で延べ面積が500平方メートル以上	消火栓又は40立方メートルの防火水槽1基
	地上3階以上の建築物で延べ面積が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満	40立方メートルの防火水槽1基		1,000平方メートル未満	
	地上3階以上の建築物で延べ面積が3,000平方メートル以上	半径50メートル以内に60立方メートルの防火水槽1基		地上3階の建築物で延べ面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	40立方メートルの防火水槽1基
				地上3階の建築物で延べ面積が2,000平方メートル以上	半径50メートル以内に60立方メートルの防火水槽1基

改正案		現行	
	上記以外の建築物の場合には、 <u>消防長と協議しなければならない。</u>	上	
		地上4階又は5階の建築物で延べ面積が500平方メートル以上1,500平方メートル未満	40立方メートルの防火水槽1基
		地上4階又は5階の建築物で延べ面積が1,500平方メートル以上	半径50メートル以内に60立方メートルの防火水槽1基
		上記以外の建築物（延べ面積が500平方メートル未満のものを除く。）の場合には、 <u>町消防長と協議しなければならない。</u>	
	<u>(オ) 消火器</u> 施行規則第58条第5号の規定又は協議等により設置されたごみ集積所1か所につき消火器1基を設置するものとする。		(ウ) 消火活動上必要な施設 事業者は、最低地盤面からの階数が4以上で延べ面積が4,000平方メートル以上の建築物を建築するときは、連結送水管その他の消火活動上必要な施設の設置について、町消防長と協議しなければならない。
	<u>(カ) 消火活動上必要な施設</u> 事業者は、最低地盤面からの階数が4以上で延べ面積が4,000平方メートル以上の建築物を建築するときは、連結送水管その他の消火活動上必要な施設の設置について、消防長と協議しなければならない。		イ 消防活動用空地 事業者は、地上3階以上又は高さが10メートル以上の建築物（自己の居住の用に供するものを除く。）を建築するときは、開発事業区域内の当該建築物の周辺に、はしご車が容易に部署できる着てい場所を設置しなければならない。ただし、当該建築物の周辺に、はしご車が容易に部署できる道路がある場合はこの限りでない。
	<u>イ 消防活動用空地</u> <u>(ア) 事業者は、地上3階以上又は高さが10メートル以上の建築物（自己の居住の用に供するものを除く。）を建築するときは、開発事業区域内の当該建築物の周辺に、はしご車が容易に部署できる着てい場所を各棟ごとに1か所以上設置しなければならない。ただし、当該建築物の周辺に、はしご車が容易に部署できる道路がある場合はこの限りでない。</u>		イ 消防活動用空地 事業者は、地上3階以上又は高さが10メートル以上の建築物（自己の居住の用に供するものを除く。）を建築するときは、開発事業区域内の当該建築物の周辺に、はしご車が容易に部署できる着てい場所を設置しなければならない。ただし、当該建築物の周辺に、はしご車が容易に部署できる道路がある場合はこの限りでない。
	<u>(イ) はしご車が進入し、活動するために必要な地盤の強度は、20トン以上の車両重量に耐えられるものとする。</u>		
	(5) <u>ごみ集積所の設置</u> ア 事業者は、住宅を目的とした開発事業を行う場合は、原則として道路に接し収集作業に支障のない場所にごみ集積所を設置するものとする。		(5) <u>ごみ集積所の設置</u> ア 事業者は、住宅を目的とした開発事業を行う場合は、原則として道路に接し収集作業に支障のない場所にごみ集積所を設置するものとする。

改正案	現行
<p>イ アの規定によるごみ集積所の設置箇所数及び面積は、次の基準により設置することを原則とする。</p> <p>(ア) 宅地分譲</p> <p>a 区画数が20区画以上の場合、設置箇所数はおおむね10区画に<u>1か所</u>とする。ただし、<u>1か所</u>の面積は1区画当たり0.35平方メートルに設置予定区画数を乗じて得た面積を標準とし、その最低面積は3.5平方メートルとする。</p> <p>b 区画数が10区画以上20区画未満の場合、設置箇所数は<u>1か所</u>以上とする。ただし、<u>1か所</u>の面積は1区画当たり0.35平方メートルに設置予定区画数を乗じて得た面積を標準とし、その最低面積は3.5平方メートルとする。</p> <p>c 区画数が9区画以下の場合、町長と協議し、必要と認める規模とする。</p> <p>(イ) 集合住宅</p> <p>a 戸数が40戸以上の場合、設置箇所数はおおむね40戸又は1棟に<u>1か所</u>とする。ただし、<u>1か所</u>の面積は1戸当たり0.35平方メートルに設置予定戸数を乗じて得た面積を標準とし、その最低面積は3.5平方メートルとする。</p> <p>b 戸数が10戸以上40戸未満の場合、設置箇所数は<u>1か所</u>以上とする。ただし、<u>1か所</u>の面積は1戸当たり0.35平方メートルに設置予定戸数を乗じて得た面積を標準とし、その最低面積は3.5平方メートルとする。</p> <p>c 戸数が9戸以下の場合、町長と協議し、必要と認める規模とする。</p> <p>ウ 事業者が、(イ)の規定により設置したごみ集積所に、ごみ収納容器を設置する場合は、その数はおおむね10区画又は10戸に1基とし、<u>1か所</u>当たりの面積は(イ)の基準にごみ収納容器の設置面積を加算した面積を原則とする。ただし、ごみ収納容器は事業者又は入居者に帰属するものとする。</p>	<p>る。</p> <p>イ アの規定によるごみ集積所の設置箇所数及び面積は、次の基準により設置することを原則とする。</p> <p>(ア) 宅地分譲</p> <p>a 区画数が20区画以上の場合、設置箇所数はおおむね10区画に1箇所とする。ただし、1箇所の面積は1区画当たり0.35平方メートルに設置予定区画数を乗じて得た面積を標準とし、その最低面積は3.5平方メートルとする。</p> <p>b 区画数が10区画以上20区画未満の場合、設置箇所数は1箇所以上とする。ただし、1箇所の面積は1区画当たり0.35平方メートルに設置予定区画数を乗じて得た面積を標準とし、その最低面積は3.5平方メートルとする。</p> <p>c 区画数が9区画以下の場合、町長と協議し、必要と認める規模とする。</p> <p>(イ) 集合住宅</p> <p>a 戸数が40戸以上の場合、設置箇所数はおおむね40戸又は1棟に1箇所とする。ただし、1箇所の面積は1戸当たり0.35平方メートルに設置予定戸数を乗じて得た面積を標準とし、その最低面積は3.5平方メートルとする。</p> <p>b 戸数が10戸以上40戸未満の場合、設置箇所数は1箇所以上とする。ただし、1箇所の面積は1戸当たり0.35平方メートルに設置予定戸数を乗じて得た面積を標準とし、その最低面積は3.5平方メートルとする。</p> <p>c 戸数が9戸以下の場合、町長と協議し、必要と認める規模とする。</p> <p>ウ 事業者が、(イ)の規定により設置したごみ集積所に、ごみ収納容器を設置する場合は、その数はおおむね10区画又は10戸に1基とし、1箇所当たりの面積は(イ)の基準にごみ収納容器の設置面積を加算した面積を原則とする。ただし、ごみ収納容器は事業者又は入居者に帰属するものとする。</p>

改正案	現行
<u>附 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>	